持之塲所に而相固め、波戸塲には土俵竹束を數百如出積立、町年寄とも三十人つゝ之人數を引連相備、市中海岸には乙名共相備、稻佐之御代官所一手に而被相固、陸手は隨分嚴重に相見え候得共、沖手異國船之近邊わは、船一艘之備も無之、御番所より沖には、備舟漁船共相見え不申候、此儀御奉行も至而念遣ひに而、兎角申内出帆致候而はと、兩御番所わ催促有之候得共、少人數に而何分出張難相調由に御座候、

但、此少人數と申は、阿蘭陀船今以來朝無之、最早時節後れに相成候に付、野母遠見番所幷地役人、出迎之向々等、無益之失費に付引拂被申候故、兩御番所御備人數も、先月限引拂候樣被仰渡候故、誠に漸く武士十人計、足輕廿人餘、雜人共都合百人に不足之人數に而、船も七艘計外有合不申由に而、兎角佐賀表より人數張出し不申候而は、相調かたき由に御座候、

一異國船は至而大船に而、一體之形容紅毛船とは違、軍船と相見え申候、石火矢二段に構、百挺計とも亦八十挺とも、五十挺とも取沙汰御座候得共、誰有て近寄、聢と見定候もの無御座、取々之風聞に御座候、積荷物は格別に無之樣子に御座候、

右之趣は、私儀自身見及ひ候儀而已にも無御座、口口より承傳候儀荒々書取、各樣迄申上候に付、自然少々間違之儀も可有之、其段は御斷申上置候、右は今十六日辰之中刻迄之樣子御座候、猶此末時々之模樣可奉訴候、以上、

八月十六日辰下刻

同月十八日長崎出或書狀

一八月十六日、猶又嚴重に御手當有之、大波戸之方石火矢之外、炮術藥師寺久左衞門請持、稻佐山之方兩所を、一手藥師寺又三郎、一手者御代官之御舍弟に被仰渡、沖之兩御番所わ者、石火矢數十挺被相備候、以上、視聽草、

通航一覽卷之二百五十七　終

通航一覽卷之二百五十八

諳厄利亞國部七

○狼藉始末肥前國長崎

文化五戊辰年八月十六日、異人願ひの品を與へしに、頓て蘭人一人を返し、昨日捕はれし筆者ホッセマンなり、是に託してまた薪水を請ひ、許容あらは今一人を同く捕はれしシキンムル、返すへしといふ、奉行先蘭人を返さは、薪水を與へんとあるに、かれこれを返す、薪水と蘭人と引かへにせしされとも、旨しるすもの多し、異とす、異人願ひの始末不敬なるにより、奉行たゝちに燒討の備をなし、しは〳〵肥前筑前の人數を促せとも遲遲し、蘭人の願ひもあるによて、遂に薪水を與ふ、異人全蘭人に意趣ありての所爲にして、日本に敵するにあらす、速に出帆して以後船をよすましきよし、蘭人によりて演述す、異人御國法を辨ふる始末、證書をもて詫申出し旨、記すものあり、

文化五戊辰年八月十六日或書上、自注、此書は或家之長崎詰聞役よりの書上なるへし、○按するに、此自注下二條に渡る、

異船より望之品々早速取調、異國船へ被差遣候處、直に紅毛人差返し、猶申越候趣者、品々御差遣之段忝禮謝申越、猶又不足之品も有之候間、左之通品々被差遣候はゝ、今一人捕置候紅毛人も、無事に差返し可申由、

薪、水、葉煙草、梨子、唐芋、

右、者差返し候紅毛人わ申含遣し申候に付、於御奉行所一體之樣子御尋有之候處、申口左之通に御座候由、

私共事、被召捕本船わ引上、數十人取卷鐵炮劒を拔突付候て、相尋候者、當夏咬嚩吧より出帆之紅毛船二艘、此地わ致渡來候、右者何方わ船繫置候哉、直に有體を可申明候、萬一申僞於隱置者、直に刺殺可申由、紅毛語を以責問申候に付、素より入津も無之儀に付、其旨相答申候處、早速端船三艘にて、一艘に五十人宛乘組、劒鐵炮を携へ湊内所々を見改め候體御座候、程なく歸來、彌紅毛船繫き居不申段見屆申たる樣子にて、夫より以前之取扱とは引替り、料理等差出し丁寧に饗應申候、其後者害心之體相見え不申候、爰に不審成儀は、右端船罷歸り申候節、日本之衣服大小紙入等を持歸り、頭人わ差出申候、

但、是は深堀より佐賀御屋敷わ飛船被差立候節、

小船にて遠方之濱邊を漕來り候を、端船より漾見改に出候折柄にて、剝取候由之取沙汰にて御座候、

船は至て嚴重にて三段に拵、何れも武方之者共計と相見、皆々劒鐵炮を携居申候、石火矢者勿論、大筒小筒數百挺備立有之、乘組人數三百人餘と相嘶候得とも、私見請候者三百五六十人計と相考申候、頭人者歳十九歳之由にて御座候、乘組之内阿蘭陀人兩三人、魯西亞人と覺敷もの四五人、諸國之集り者四五人つゝ、其餘は頭人を始め、皆ヱゲレス人と見請申候、積荷物等少く兵粮武具而已にて、全く軍船之體に御座候、右者海賊共にも有之間敷哉に見請申候、

右糺方相濟、直に歸り來候紅毛人を以、異國船ゟ御返答有之候者、願之趣者聞屆候、併紅毛人と諸品引替之儀者決て不相成候、紅毛人を差返し候はゝ、隨分願之品々可爲取之、若及遲滯候はゝ、無是非も御國法相立候樣、御所存も無之候ては難相成、左候ては不穩候間、何分にも早々可相返との御返答被仰越候由、然る處御尤之御趣意に聞請候哉、亥下刻頃兩人之紅毛人無事に差返し來申候、右往答申密に燒討之用意有之、縱令紅毛人一人者歸り來不申候とも、日本之御武威には難被替よしにて、佐賀大村ゟも、再往再三人數組御催促有之候得共、何分遠方之儀、早速之出張難調由にて、御奉行には甚以無念に被存候由、併右出勢無之とて、其儘可被差置樣無之由にて、先兎角市中騷き立不申樣精々被申觸、自身少人數にて手附之場所々々被見廻、其以後者御奉行始家中幷年寄、其外地役人迄も備向ゟ罷出候者共、何れも甲冑にて御奉行所ゟ相詰罷在、自然明日中佐賀御出勢無之候はゝ、御奉行所手勢、幷地役人とも引率にて、被押寄候支度相揃ひ、すてに御奉行乘り船も、波戸場ゟ相廻させ有之候、

一諸家樣御付人も、十五日波戸場ゟ相詰居、御用事候はゝ承度旨相屆候得共、纔一艘之儀に付、諸家樣より御人數組被差出候にも及ひ不申、跡船も相見候はゝ、其節は可被及御沙汰、先つ夫迄差控可然由に御座候、尤唐津樣には御人數組被差出候御用意有之度旨、可申越由被申達候、

同日同斷

一八月十五日、奪取候阿蘭陀人兩人差返候樣、追々檢使被差出、通詞を以被仰聞候得共、容易不差返船中食物等、カピタンより相渡候はゝ、引替可差返なとと申事にて、甚自儘之申分等も有之趣に御座候處、カピタンより牛二疋ぶたなと差送り、其外御役所御下知にて、米水等被下候處、十六日夕方迄兩度に一人つゝ差返し、無事に相濟候、

一十六日夜者、北風烈敷御座候に付、燒討十分之御都合と申事にて、俄に其御手當にて御乘船之小早船も、大波戸ゟ打廻り幕張相調、御手廻り之人數は勿論、市中御供之人數も追々打揃候樣相聞候得共、聞役中ゟは何たる御沙汰も無御座候處、夜半過に相成候て右取沙汰も相止、少し穩に相成無事に相濟候に付、十七日早天聞合候處、右燒討之儀に付て者、御奉行御一手にて相調候儀にては曾て無御座候に付、佐賀衆ゟ俄に燒討之儀被相達候處、詰合之役々御役所ゟ罷出、御番所詰人數有合少、佐賀表より人數組差出候筈にて御座候得共、今夜只今迄一人も到着不致候得者、番手人數にて萬一仕損等御座候ても、面目にも相悪り候儀故、佐賀表より總人數出張候迄、燒討御見合被下候樣、無餘儀願出有之候故、御延引に相成候事にて御座候、

一右異國船ゟは、佐賀より追々數多之番船被附置、檢使幷役々通詞等迄も出張居候處、十七日朝異國人頭役之者、檢使乘船ゟ差越、阿蘭陀人二人奪取候次第者、阿蘭陀國者久敷敵國にて御座候に付、此節日本ゟ通商之船を相拒度譯有之、咬噌吧表ゟ差越候處、疾致出帆候由に付跡を追ひ候處、一切洋中にて不見當、最早長崎ゟ致入津候儀に候哉と存、日本ゟ乘渡り、阿蘭陀人二人相捕致吟味候處、當年者未入津不致旨申聞候得共、洋中にても船を不見悪候得者、定而湊内ゟ乘入居候を相隱し候哉と相心得、橋船を以湊内を見廻り候儀に御座候、右に付ては、御當所之御法度を不奉存候て、橋船湊内ゟ乘入候儀は誤入候、阿蘭陀人も差返し、船中食物等も御渡被下候に付出帆仕度、以後者日本ゟ乘渡り申間敷旨、横文字差出候由、（按ずるに、以下出帆の事に及ぶも、截斷しかたきにより存す、）右次第に付、燒討も御差止に相成、歸帆被仰渡候得共、實者歸帆申渡之檢使不差越内、異國船者湊口より帆を揚け致出帆候、誠に小船之出入よりも容易、驚入

候出帆にて御座候、
同日同斷
一佐賀御番手人數にて燒討不相調候に付、佐賀表より人數組到着迄、御延引被願出候者、兼而之御手當向にも不似合、當時ヲロシヤ一件も有之候處、御番所少人數と被申出候儀、如何之儀に候哉、當年者最早紅毛船も入津有之間敷と、内々にて人數等も過半引取有之事には有之間敷哉、筑前なともヲロシヤ一件に付、小早關船荷方迄も多艘參居候處、阿蘭陀入津も無之と申所にて、引取にも相成候跡之よし、殊更右異國人、橋船三艘程湊内に乘入、大黒町下又者稻佐にも乘込候處、往來其御番所より繰留之船も不差出者、何と申事哉と色々致評判候、
一長崎中者、右之混雜にて、只今にも異國人致上陸候儀と申觸候に付、旅人者我先と逃行、田舍よりの奉公人も追々逃歸り、此一兩日者市中肴類も賣行き不申、能賣捌候者、蠟燭幷草鞋にて御座候、以上、
親聽草、
文化五年八月十六日
一檢使上川傳右衞門、（按するに、奉行手附なり、下人名みな奉行手附、其外家人、諸家聞役等なり出されば、悉皆注を加へず、）筆者紅毛人召連、夕七ツ時頃罷歸、カピタンへ書翰一通差越、牛、野牛、野菜、水等相望、尤其品今晩中不差越候はゝ、湊内唐船日本船とも一時に燒拂可申段、通詞作三郎申聞、其段奉行より申聞候と、通詞一同カピタン筆者召連、於對面所直問有之候、傳之進、名村多吉郎通辯、
一右書中、甚怠慢蔑如之文面、不埒之事に付、望之品品遣し申間敷と被申聞、
但、奉行心中、卽刻出陣、從此方打碎可申之存念、
一奉行引込候跡にて、カピタン申出候者、すてにコンバニヤの印を以及契約候上は、いか成儀有之候とも、違約不致筈之印ゆゑ、望之品々は是非とも遣し呉候樣申に付、品々用意高橋忠左衞門、中村繼次郎取扱、夜中品々本船より積送らせ申候、見屆之御屆白木茂十郎申聞る、
一關傳之允、花房久七呼出し、於書院被致直達候は、異船よりカピタンより向け、望之品々今晩方迄に不差越候はゝ、湊内燒拂可申と申越、不埒之至に付、早々燒討可致、右に付御番所迄出張可致間、其用意可有之、尤人數未參着も無之樣子に付、藏屋敷幷水

浦（按するに、肥前國松浦郡に屬す、下地名また長崎近傍にして同郡なり、）屋敷有合之人數召連可罷出、人數早々門前より爲相詰候樣直達之處、燒討手段、未深堀より不申越間、暫く御猶豫被下候樣直答、廣間より引取同樣申聞候間、夫は如何之事に而奉行有合人數と被申渡候間、其通御心得可然と申達候處、兩人のみにて再應申上候者、恐入候次第にも有之、歸宅之上重役之者よりも御猶豫被下候樣可申上と申退出、
一唐方年番通事呼出し、唐船不殘梅が崎へ引込候樣にと申渡、
一手勢行軍行列書被成御渡、德右衞門請取之、諸物頭へ相圖定置、
一奉行出陣に付、海陸備方、旗、長柄、鐘、太鼓、行列奉行差引、玄關より廣間へかけ明き間もなく並へ立る、
一勝手賄頭取左久へ、兵粮送り方申付る、
一高橋忠左衞門申聞候者、專御出陣之樣子御諫言可申と申聞候に付、先自分に而御諫め申候樣相答、則同人落涙に而、御留守宅御老母之御心配を引御諫め申候處、委細心得候間、案し申間敷と被答候樣子同人申聞、
一ホウセマン召連、望之品々相添、御役所附差添七半時差遣す、尤此度者右望之品と紅毛兩人取替に相成候事ゆゑ、格別心を用ひ候樣にと沖出方中へ、中村繼次郎、上條德右衞門連合箚紙遣す、
一小比賀愼八呼出し、稻佐鄕へ罷出候高木道之助より御達之儀有之候間、可申遣と申渡候處、夜中相越直達有之、卽刻同所へ相越、
一波戸場幷出島俵物役所唐人屋鋪、其外所々見廻り上川傳右衞門、
一先刻關傳之允、花房久七より直達にて出陣可被致、返答無之、重役之者よりも挨拶無く、延引相成候に付、否爲承知德右衞門手紙遣候處、返事差越、
但、右返書甲斐守より引次、
右之通、兩家不調法にて奉行殘念骨髓に徹し、頭に出陣被差急候に付、從者之面々心外至極、乍去副將大村信濃守未出崎無之上者、陣屋市中可引渡者も無之、是非手勢計にて燒討可被致覺悟に候はゝ、道之助より御内談之樣子も相心得居候へ者、爲御名代私罷出度と再度申述候得共、一向返答無之、

一無程軍役兩人罷出申聞候者、燒討手續未深堀よりも不申越、右者段々仕組も有之候儀ゆゑ延引仕候段、尤御奉行御出陣を御止申上候譯には無之候へ共、燒討仕組はいまた調ひ不申、御供人數等もいまた自國許參着不仕、私共儀者全く聞次之役にて、軍役者兼不申なゝ、逃口上ゆゑ、直に筆墨を取寄、面前にて申聞候口上之趣書取、混亂之砌多事にて、齟齬いたし候事も難計被仰聞候趣、書留候段爲申聞、兩人ゟ爲見、其通に御座候段申聞候間、委細可申聞と右書付取置申候、

但、右之一條者、大切之儀にも有之に付、後證にも可致と存、尤らしく致承知、差誤いたしては如何と申演、書付置候而甲斐守ゟ引次申候、

一右體之次第人數手薄、中々燒討相調申間敷、愁なる事仕出し、却而湊内被燒拂候ては、此上之無念なれは、檢使之者ゟも其段可申達と、山田吉左衞門ゟ申付、御番所人見藤左衞門其外ゟも、望之品々異船ゟ相送り、殘紅毛人も取戻し候はゝ、卽刻出帆いたし候とも手出不致、出帆可爲致旨申遣す、

一ホウセマン召連、花井常藏、菅谷保次郎相越、無異議相渡候に付請取、卽刻保次郎召連罷歸、外相越候而々一同罷歸り、巨細に申上る、

但、異船湊内ゟ亂入之次第、紅毛兩人ゟ相尋候處、異船八ヶ月以前三百五十人乘組、本國を罷出辨柄ゟ船寄候處、阿蘭陀當年番湊ゟ二艘仕出しにて、渡來之由及承候に付、當津迄も罷越妨致し候心組にて乘渡、紅毛兩人謀計を以召捕候儀者、エングレス國は、横文字言語も違ひ候國にて、書翰相認通辯致させ候ため捕候へ共、對當國不敬等致し候儀は決して無之、當年紅毛入津不仕と承り候へは、早速出帆可仕之處、薪水食物等乏しく相成候に付、右品々乞請、紅毛二人差戻し早速出帆、重而當國ゟ船入申間敷由申聞、

一筆者紅毛兩人とも取戻し候上者、本國敵國之儀、旁嚴重之取計方可有之、右に付而者、カピタン存念之事も可有之間、得と相尋無遠慮申聞候樣、大通詞中山作三郎へ申渡候處、存念之横文字一通差出、和解申付る、

右和解横文字は、異船當國ゟ對し不及狼藉、筆者兩人をも無事に相返し候へ者、速に出帆被仰付候樣仕度、當湊猥りに乘込候段、如何之筋にも候得共、此度は寛仁之御沙汰に預り申度、且又、此節嚴重之御沙汰有之候ては、エングレス、ヲロシヤ同盟之國候へ共、二國之怨當時に相增、交易不叶も偏に私共差障候故と可存、其上當國をも御恨み可申、向後漂流等之儀も有之候得者、穩便之御計ひ萬全之計と申聞、

關傳之允より、此節渡來之異船端船に乘組湊内乘廻り候由、然る上者、右滯船中、夜中者御用船之外通し申間敷哉之段伺書差出、其通り申渡、長崎聽記、

文化五年八月十六日、エゲレス船主より差出候横文字之和解、

昨日旗合として參候阿蘭陀人ホウセマン幷シキンムル兩人を、本船ゟ無體に連越候譯者、洋中食物及拂底候に付、今日右之食物御願之爲、右樣計らひ申候、依之ホウセマン一人先爲致上陸候間、何卒早々本船ゟ食物御差送可被下候、左候はゝ、今一人殘り居候シキンムルも、食物相屆候上差返し、直に出帆可仕歟、若今日中食物類御差送於無之者、明朝に至り、日本船幷唐船迄も燒拂ひ可申候、

エゲレス船主

右之通、和解仕差上申候、以上、

辰八月十六日　阿蘭陀年番通詞

同日、エゲレス船主申口和解、

昨十五日御當地高鉾前ゟ碇を入候エゲレス船主より、筆者阿蘭陀人ホウセマン申上候趣、左に奉申上候、

一エゲレス本國出帆、辨柄國ゟ乘渡り、同所より四十九日經て御當地ゟ着岸仕候、尤本國出帆仕候儀は、八ヶ月程に相成申候、

一本船人數二百五十人乘組居申候、

一今般御當地ゟ渡來仕候儀は、連々申上候通り、エゲレス國之儀者、阿蘭陀國と不和之國ゆゑ、御當地へも慕ひ妨仕候心組に而、乘渡り候儀に御座候、隨而者旗合之節、筆者阿蘭陀人兩人謀計を以召捕候儀者、通辯等之爲に而、全く御當國ゟ奉對、聊不敬等仕候所存に無御座候、然る處、數日之洋中に而薪水之料乏敷相成候に付、不和之國に者御座候得共、難儀之餘り、阿蘭陀カピタンへ申遣候樣、留置候阿蘭陀人ゟ書翰相認させ差遣申候處、右薪水

食物早速被遣難有奉存候、然る上者、阿蘭陀人兩人差返し、速に御當地出帆、再び御當國へ近寄申間敷候、乍恐御禮申上候、

右者、ヱゲレス船主申候、筆者阿蘭陀人ホウセマン承候趣申上候、

カピタン　ヘンデレキドウフ

右之趣、カピタン横文字を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰八月十六日　大通詞　小通詞

一カピタンは何故參不申哉、船頭相尋候に付、當時相病居候付參り不申候、

一本船人數、凡三百五十人程乘組居申候、

右者、筆者紅毛人咄候由、カピタン申出候、

八月十六日

同年九月廿一日、阿蘭陀通詞名村多吉郎書狀載、（按するに、九月廿一日は、江戸に屆し日次にして、事は八月十六日、十七日の頃なれば、こゝに附す、）

ヱゲレス船之儀に付、カピタン存念之趣申上候横文字和解、

連々奉申上候通、ヱゲレス國之儀者敵國に御座候處、此節御當地迄も慕ひ妨仕候心組に而罷越候段、於カピタン歎ケ敷可存、然者向後之儀をも被思召上、彼船出帆御差留、嚴敷被仰付方も可有御座候に付、私存念之趣申上候樣被仰付、誠に御厚儀之次第重疊難有仕合奉存候、隨而右之段私より御願をも可申上儀に御座候得共、今般御當地へ罷越候儀者、彌私共を爲妨に慕ひ罷越候哉、敵國之者申聞候儀故、聢と難申上御座候、乍然、薪水之料船主申上候趣、私よりも御願申上候通、品々被下置候故、奉感御恩義、御蔭に而召捕られ候者も差返し、船主も本船より下り立、厚く御禮申上、早々御當地出帆仕、再渡も仕間敷段申之候、然に嚴敷被仰付候節者、格別御手當等被仰付候儀に者可有御座候得共、萬萬一船等損しながらも歸帆仕候樣御座候得者、却而諸事之害と相成可申奉存候得者、彼者共申立候通り、早々歸帆被仰付被下度奉願候、

カピタン　ヘンデレキドウフ

右之趣、カピタン横文字書付を以申上候に付、和解仕差上申候、以上、

辰八月

茂傳之進　加福喜藏

石橋助左衞門　中山作三郎

名村多吉郎　今村金兵衞

横山勝之丞　今村才右衞門　以上、文化

（戊辰長崎異事錄視聽草、）

文化五年八月十八日長崎出或書狀

一八月十六日御奉行所家老其外役々、紅毛人二人爲取戻、異國船に乘移說得之上、漸紅毛人一人差戻し、薪水、野菜、肉類望候由に而、少々宛被與候處、殘一人之紅毛人差返し申候、（按するに、異人望の品を與へて、殘る紅毛人一人を返すとあるは異說なり、下同し、闕人を返して後、望の品をも與へし證は、前に載する或書上に詳なり、）

一異國人より横文字にて、二ケ條之願申出、若二ケ條御免無之候はゝ、是非一ケ條者御免被下度、夫も不相叶候はゝ、今晚中長崎を燒討可致旨申出候由、尤右二ケ條御免難被成儀に付、右御返答態と被及延引、同夜中却而此方より燒討被成候筋に御決し、其役肥前に被仰渡候處、彼方よりの御請に者、未人數到着不仕、只今詰合之人數にて若哉打洩し候て者、申譯も無御座候に付、人數着仕候迄御猶豫被成下候樣、佐賀之御附人より申出候由、然共御奉行には至而御せき込候哉、御役所御一手限に而も、燒討之筋に御決定有之候由、はり紙本文横文字願書之內二ケ條ともに御免於無之者、長崎中を燒打に可致と認候得共、追々御備嚴重に相成候を見掛、異國人勇氣たゆみ、横文字之御返答も不承內、本文之通歸帆之催し顯りにて、少々臆し候樣御座候、

一同夜中、異國人之大將と相見候者、凡十七八歲と相見、御番船に參り申候者、紅毛人に者數年來遺恨有之、此節もジヤガタラ表に差越尋候處、紅毛船二艘最早彼地致出帆候由承り候に付、洋中に漂ひ相尋候得共、見當り不申候に付、御當地に參り居候紅毛人二人召捕相尋候處、當年は參候筈に而、折角相待候得共、今以入津無之旨、白狀に及候得共、甚怪敷候故、端船に而浦々をさかし申候、湊內に乘入候御國法を不存、不調法之至りに候、依之あやまり證文差出し、此上者明日出帆仕、再び日本に渡來致す間敷段申出、

同月廿七日、松平官兵衞（按するに、筑前國主、家人御屆、江戶にての御屆なり、）

口上覺

追々申上候、長崎に渡來之異國船樣子、去る十六日

松平圖書頭樣ゟ、彼地ゟ差置候官兵衞家來之者罷出相伺候處、右異國船ゟ檢使之者被差出、阿蘭陀橫文字を以被相紀候處、薪水之貯無之に付、相與候は、召捕候阿蘭陀人と引替に可仕旨申出す、依之又候檢使被差出、阿蘭蘭人請取方、幷薪水相渡候儀者、應時宜可取計候、若阿蘭陀人不差戻、手向等致候樣子に候はゝ、打捨候樣可申付候、萬一阿蘭陀人不差戻出帆候體に候はゝ、打碎可申旨被相達候段申越候、右に付、尙又手當之人數追々差越候儀に御座候、右之趣、於江府官兵衞ゟ申越候、此段先申上候樣、國許家老共より申越候、以上、

松平官兵衞家來

八月廿七日　關　紀

同日、唐津聞役小林大登方より差越風說書

此度入津之異國船者、ヲロシヤと最初申事に候得共、段々紅毛より橫文字なと遣、先方より同樣答有之候處、イギリス船と申事に而御座候、甚大船に而人數三百五人乘、端船六艘有之由、二艘者本船と申事に御座候、甚以大船よく取廻し、當地海上殊之外案內に有之候、右故神崎沖に（按するに、肥前國松浦郡に屬す、）直に乘込碇を入申候、此方より旗合紅毛人兩人、檢使之者出、旗合致候處、先方に而も紅毛人旗持合候故、彌紅毛と相心得、通辯も紅毛詞に而候、早々端船へ取乘、日本船へ漕寄、紅毛一人を端船へ引込、殘り一人引込可申といたし候處、通詞手傳參聞敷といたし候得者、劒を拔胸に當、左候はゝ是にて候間、夫に而も不參候哉と申威し候處、夫に恐差遣候由、船頭共者こわかり、水中ゟ逃入候之由、直に本船へ引入、檢使之者遠方へ控居、是も逃候樣風聞有之候、其趣御役所ゟ申出候處、紅毛人渡し候て者相濟不申候間、取返し候樣御沙汰に付、又々參り候處、中中渡不申候、其後者橋船三艘に而、湊內所々乘廻し、萬屋町之方へ乘廻し、劒なと拔候樣風說有之、固め之人參候得者、又々漕出し稻佐ゟ揚り候處、大勢出候得者、又々漕出し出島水門之方ゟ參り、夫より引取申候、カピタン初紅毛人共、不殘出島逃出し、西御役所ゟ御朱印被取候而者相成不申に付、持參致候段申候由、夫ゆゑ先西御役所に留有之候而、波戶場に者兩組之者、石火矢に而固有之、右異國人御役所ゟ出可申候はゝ、決而揚申間敷由被仰付、尤先方より手向無之候はゝ、此方より手向申間敷、穩

に取計候樣被仰渡有之候、其夜中何事も無之、異國人も引取居申候、

一翌日檢使被遣候處、兎角紅毛人差戻し不申候、願差出申候牛、やぎう、野菜、米被仰付候はゝ、紅毛人差戻可申由申候事に付、紅毛先戻申て願之品遣し可申由被仰付、色々問答申候處、書過紅毛一人差戻し、殘一人者差戻不申候、夜に入又々一人差戻し、牛二疋野牛數不知、是者紅毛より差遣申候、米野菜も被下候、今十七日水なと汲み、書後早々出帆致候、軍船之由に御座候、何もさして積荷も無之由、飯米等に差支候由、是よりは廣東へ參り、飯料用意致候之樣申候由に御座候、船中石火矢筒四十挺相見え、上下二段に有之、其外小筒等多く所持致候由、石火矢筒も玉込有之候由、遣候紅毛人申候由に御座候、

一是者、町年寄手筋より承候處、此度入津之異國船イギリスと申事に御座候、阿蘭陀とは敵之由に而、咬噌吧へも參候處、紅毛船二艘先達而彼地出帆之由にて、日本へ參候と存相尋相越候に付、端船に而吟味仕候得共相見え不申候、願之筋早

早被仰付候はゝ、召捕候紅毛人も差戻出帆仕度候由、神妙之次第に付、望之品遣候樣、則牛二疋、やぎう、野菜等被仰付、早々湊內出帆致候趣に御座候、

一佐賀公御持に候處、如何之事に候哉、甚不手當に而一向御人數も出不申、夫故御固之場所甚薄、此度大不評判に而御座候、御役所よりは度々聞役ゟ御催促御座候處、一向御人數出不申、此節追々出候由、兼而之御手當とは大違ひなる事に而候、跡之祭りに而御座候、大村公御固場所も大浦之由御座候處、聞役呼出し、神崎之固め肥前樣御人數少く候間、右之場所へ加り相固候樣御達有之、物頭兩人其外大勢有之候て、直に宜と申事に而御座候、御人數も今日追々出候處、最早異國船出帆に相成、又々神崎者相止め、大波戶場御固御達有之、私御役所へ出候節固有之、各陣羽織野袴に而御座候、追々騎馬役六七人相見え申候、今晚大村公此地着と申事に御座候得共、晚方迄は着無之候、中に者虛說も有之候得共、荒增及承候所書付懸御目申候、又追々可申伸候、以上、

八月十七日以上、戊辰崎陽記、要聽草、

通航一覽卷之二百五十八　終

通航一覽卷之二百五十九

諳厄利亞國部八

○狼藉始末肥前國長崎

文化五戊辰年八月十七日、檢使諳厄利亞船に赴き、出帆を申渡す、浦觸沖廻り等の事は、奉行兼て沙汰せり、此日未刻に及ひて出帆せしか、帆かけ見隱るにより、在國在邑の大名其外に達し、人數も其塲を引とらしめ畢、時に深堀當番松平鍋島肥前守の人數、燒討の備整之るよし屆あり、

文化五戊辰年八月十七日

一今十七日寅の上刻、御用狀差立る、

一五島大和守、異船渡來に付御用之儀も有之候はは、可被仰聞被申來、

一同甲斐守旅中迄、（按するに、長崎奉行曲淵甲斐守、當時旅中にあり、）刻付町使差立る、

一同主膳正（按するに、御勘定奉行、）刻付町使差立る、

一諫早豐前（按するに、松平肥前守家人なり、此他載するところの人名、奉行手附其外地役通事等を出されば、逐々按注を加へず、）人數到着屆け有之、豐前儀者病氣之由、不罷出段屆け申出る、

一福岡（按するに、筑前國主松平官兵衛城地なり、）聞役花房久七、爲交代罷出候處、此節之儀に付兩人共相詰罷在候段、久七差添罷越申聞、御逢有之、

一頭取乙名とも申聞候趣有之に付、乙名とも呼出、婦人遊山舟は勿論、漁師たりとも女子は不差出候樣申渡、

一右同斷、御代官手代呼出し申渡、

一右同斷、船改方へも申渡し、見廻申付る、

一エンゲレス船出帆申渡檢使中村繼次郎、菅谷保次郎、尤御番所へ立寄、萬一致亂妨候はゝ打拂可申手筈申達、夫より本船へ可相越旨、尤横文字爲相認持參、自船を（按するに、自船詳ならず、）相渡候積、

但、異船へ望之品々差遣候節、半不足之處、約定之通一品たりとも於不足、湊內其儘にては出帆不致候間、早々相調候にと申越、夫に而は譬出帆申付候とも、出帆致すましくやと存、何れも案事居候處、夕八ツ時頃少し計風出候と、直にくるくると船を廻し、帆を三つかけ、矢の如くに出帆、野母迄の七里の間は帆三つ、野母より五島迄帆五つ、五島浦より帆十かけ、忽ち帆かけ見隱し申候、始め約束之品一品たりとも於不足者、出帆者不致と計を殘し候事と被存候、

一諸家聞役一同呼出し、大浦觸相達す、

一盜賊方、船改方、隱密方、沖廻り申付、

一小瀨戸（按するに、肥前國松浦郡に屬す、自餘地名數所あり、みな長崎近傍にして、同郡なれは下悉注せず、）遠見番より、申の中刻申の方へ中り、帆かけ見隱し候段、申の下刻頃屆申出る、

一右に付、諸家聞役一同呼出し、帆影見隱し候段、遠見番より申出候間、其旨在國在邑夫々可申遣旨申渡、

一大村家固め之者、引取候樣相達、

一高木作左衞門同道之助引取候樣、手代呼出し相達、

一調役町年寄右同斷、

一御役所詰後藤惣太郎へ申達、諸向出方夫々引取候樣可申達旨申渡、夜中又は翌朝迄に引取候積にて、夕方迄に引取、追々屆け有之候、

一帆影見隱し候に付、地役人一同帶刀今日限り、明日より平日之通可相心得旨、向々へ申渡、